

高圧ガス製造設備の再塗装

仕 様 書

I. 一般仕様

1. 件名

高圧ガス製造設備の再塗装

2. 目的

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）核燃料サイクル工学研究所地層処分放射化学研究施設（以下「クオリティ」という。）に設置されている高圧ガス製造設備のコールドエバポレータ（液化窒素貯槽）の表面塗装に劣化が生じてきていることから、再塗装を実施し貯槽の健全な維持管理を行う。

3. 契約範囲

(1) 高圧ガス製造設備の再塗装……………一式

4. 納期

令和 7 年 3 月 31 日

5. 作業場所

茨城県那珂郡東海村大字村松 4 の 3 3

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 BE 資源・処分システム開発部

核種移行研究グループ 地層処分放射化学研究施設

6. 検収条件

「II. 5. 作業内容」に定める作業が完了し、「I. 16. 提出図書」の確認並びに原子力機構が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時を以て検収とする。

7. 支給品等

(1) 支給品

本作業に必要な電気、水等のユーティリティ

(2) 貸与品

なし

8. グリーン購入法

(1) グリーン購入法の推進

① 本契約においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合は、それを採用すること。

- ② 仕様書に定める提出図書（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するためその基準を満たしたものであること。

9. 保証

受注者は、本仕様書に基づいて実施した作業が本仕様書の諸条件を完全に満たすものであることを保証するものとする。

10. 協議

本仕様書の記載なき事項に疑義が生じた場合及び本仕様書の内容に変更が生じた場合は、原子力機構と受注者とが協議、その措置を決定し、議事録の相互確認を行う。なお、当議事録の扱いは本仕様書と同等のものとする。

11. 不適合の処置

受注者は、修理作業及び製作等の過程や検査、試験等において発生又は発見された不具合（不適合）について、その概要及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。この処置案については、原子力機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処置案に再発防止策を含めること。

12. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術及び高い信頼性を社会的に求められることを認識し、原子力機構の規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について原子力機構の確認を受けること。

13. 検査員及び監督員

検査員

一般検査・管財担当課長

監督員

BE 資源・処分システム開発部 核種移行研究グループチームリーダー

14. 契約不適合責任

検収後、1年以内に作業上の不適合が発見された場合は、受注者は直ちに手直し又は修理を無償で行うものとする。

15. 受注者の責任及び責務

- (1)受注者が下請業者を使用する場合は、予め「委任又は下請負等の承認について」を原子力機構に提出すること。なお、下請業者として不相当と認められるときは、当該業者の変更を請求すること。また、本作業において発生した不具合や損傷については、下請業者（材料等の購入先、労務の提出先含む）が負うべき責任といえども、原子力機構に対する責任の所在は、すべて受注者にあるものとする。
- (2)受注者は、原子力機構に納入する範囲について必要な業務に対し全責任を負い、原子力機構が意図するところに合致したものを指定の期日までに引き渡すこと。
- (3)受注者は、安全対策等の諸般の準備を行い作業すること。
- (4)受注者は、作業遂行時、建屋等の保護に留意するとともに必要な処置を講じること。

16. 提出図書

原子力機構に提出すべき図書は、下表のとおりとする。なお、確認を要する図書については、原子力機構の確認後でなければ、作業を開始することはできないものとする。

提出図書一覧

No.	図書名	部数	提出期限	確認 ^{※6}	備考
1	工程表	2 ^{※1}	契約締結後速やかに	要	
2	核燃料物質使用施設立入 制限区域 臨時立入許可 申請書	1	作業開始 7 日前	—	
3	作業計画書	1	作業開始 2 1 日前	—	
4	作業等安全組織・責任者届	1	作業開始 2 1 日前	—	
5	委任又は下請負等の承認 について	1	作業開始 2 1 日前		
6	作業者名簿	1	作業開始 2 1 日前	—	資格証明含む
7	作業要領書 ^{※2}	3 ^{※1}	作業開始 2 1 日前	要	作業手順含む
8	足場組立図	1	作業開始 2 1 日前	—	
9	安全衛生チェックリスト	1	作業開始 2 1 日前	—	
10	ワークシート ^{※3}	1	作業開始 2 1 日前	—	原子力機構様式
11	化学物質によるばく露 ワークシート	1	作業開始 2 1 日前	—	SDS 添付すること
12	作業日報	1	当日作業終了後	—	
13	作業報告書 ^{※4}	2	作業終了後速やかに	—	
14	記録写真 ^{※5}	2	作業終了後速やかに	—	
15	打合せ議事録	必要数	打合せ後速やかに	要	要求に応じて
16	その他	必要数	その都度	協議	

※1 提出部数には、返却部数を含むものとする。

※2 作業要領書には、本作業の概要から具体的な作業手順書（適用範囲、作業場所、作業中断等を含む）を記述し、なお且つ、本作業に必要とする「使用機器、物品名」及び受注者の「保安上の措置（連絡・通報体制等）」並びに「異常時の措置（応急措置等）」を含むものとする。

※3 労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づく、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施したワークシートを提出すること。

※4 記録写真については、事前に撮影許可申請を提出し撮影許可を得ること。

※5 要確認の図書は、原子力機構の確認を得るものとする。

II. 技術仕様

1. 一般事項

- (1) 本作業は、予め原子力機構の確認を得た作業要領書に従って実施すること。
- (2) 受注者は、法令及び原子力機構の定めた安全に関する規則を遵守し、安全確保のための指示に従うこと。なお、指示に従わないことにより、生じた原子力機構の損害については、全ての責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、原子力機構において認定された現場責任者を現地作業期間中の全工程にわたり常駐させて安全確保に努めること。
- (4) 本作業の現場責任者は、常に作業工程、手順等に注意し、施設内に支障をきたさないように努めること。
- (5) 本作業において契約範囲外の部品等の交換が必要となった場合は、予め原子力機構に連絡し、了解を得てから交換すること。なお、その費用については、別途精算するものとする。
- (6) 本契約において対象となる設備、物品の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係わるものに限る。）について提供すること。
- (7) 本作業にて発生した廃棄物は、受注者の責任において処分すること。

2. 適用法規、規格

- (1) 関係法令
 - ① 労働基準法
 - ② 労働安全衛生法
- (2) 規格、基準類
 - ① 日本産業規格(JIS)
- (3) 核燃料サイクル工学研究所規則等
 - ① 核燃料サイクル工学研究所規則集
 - ② 核燃料サイクル工学研究所共通安全作業基準及び要領
- (4) 安全作業基準等
 - ① クオリティ安全作業基準
- (5) その他の関係法令

3. 高圧ガス製造施設の設置位置及び仕様

図1にクオリティ液化窒素製造施設設置位置、図2組立外観図を示す。

4. 作業に必要な資格等

受注者は、本作業を実施するに当たり下記の法定資格者等を配置又は選任すること。なお、条件を勘案の上資格者は重複しても構わないこと、現場責任者が作業主任者をそれぞれ兼任して構わないこととする。

(1) 作業に必要な資格等

①足場の組立て等作業主任者

「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者の中から選任し、直接指揮するとともに、作業場が離れており直接指揮が不可能な場合は、その状況に応じて複数名を配置すること。

②足場の組立て等特別教育

足場の組立て等の作業には法令に基づく特別教育の受講修了者を充てる。(足場の組立て等作業主任者技能講習の修了者を除く。)ただし、地上又は堅固な床上で行う材料の運搬、整理などの補助作業のみを行う者についてはこの限りでない。

(2) 原子力機構が定める作業に必要な技術認定

①現場責任者

作業責任者等認定制度において現場責任者（請負）の認定を有する者を1名以上配置すること。なお、作業責任者等認定制度に係る認定者がいない場合、原子力機構に受講申請を行い作業開始までに認定を受けること。

5. 作業内容

(1) 足場設置、撤去

(2) 養生

(3) 下地処理

①サビ落とし

②ケレンがけ

(4) 貯槽の全面塗装作業

①塗装色は既設貯槽の類似色

参考：タンク、脚部、配管部 マンセル N9.5

ガス名文字 カッティングシート【黒】N1.0 25cm 角

②耐塩害塗装とすること

(5)ステッカー貼付

①貯槽の現状の文字位置へ下記文字ステッカーを貼付する。

「 液化窒素 」

②フォント、サイズについては、原子力機構と別途確認

6. 異常時の措置

- (1) 受注者は、本作業の実施にあたり、予め原子力機構が指示した事項といえども安全確保が困難と判断した場合は速やかに作業を中断し、作業員の安全確保に努めるとともに、原子力機構の担当者に連絡すること。

- (2) 受注者は、作業区域において、作業員が被災した場合、作業員の生命と身体の救急を最優先し、直ちに応急処置を行うとともに、原子力機構担当者に連絡すること。

7. その他

- (1) 工程表の作成にあたっては、事前に原子力機構と打合せを行うこと。
- (2) 各作業の開始前には、原子力機構担当者と打合せを行い、作業要領書に従って作業を行うこと。
- (3) 現場責任者に作業者を兼務させない作業体制にすること。
- (4) 足場の点検等
 - ① 足場の組立て等作業主任者等は、足場の組立て等の作業を行う場合は、足場の点検を行い記録する。
 - ② 現場責任者は、足場における作業を行うときは、その日の作業開始前に、作業を行う箇所の足場用墜落防止設備の取り外しの有無等について点検する。点検の結果、異常を認めたときは直ちに補修する。
 - ③ 足場の組立て等作業主任者及び現場責任者は足場の組立て等の作業後（一部解体、変更を含む）又は強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震（震度4）以上の地震の後において足場における作業を行うときは、作業開始前に点検を行う。点検の結果、異常を認めたときは直ちに補修する。
- (5) クラインダーの火花等の火気を使用した者は、作業終了後 60 分間の継続監視、再確認を行うこと。

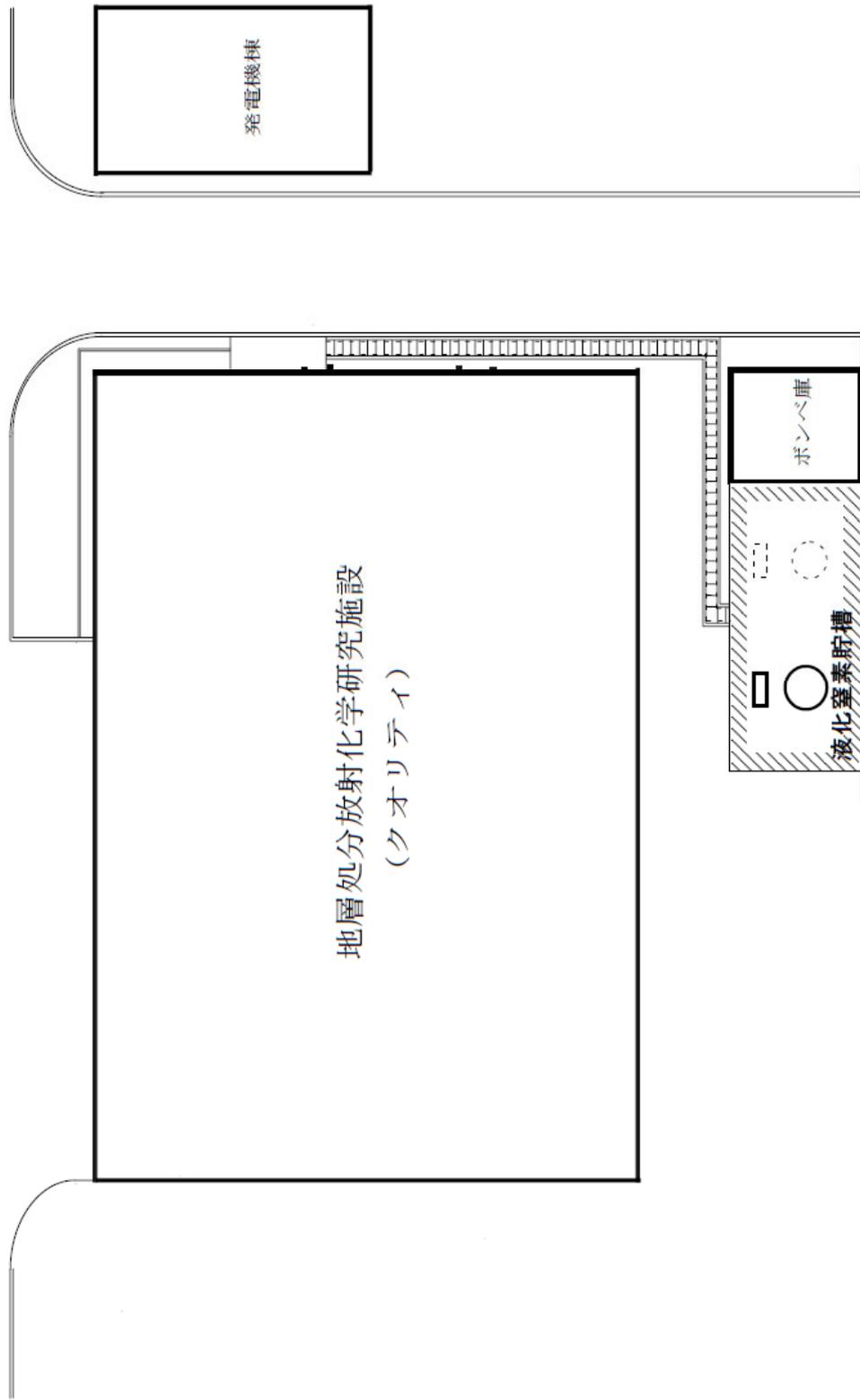


図1 クオリテイ液化窒素製造施設設置位置

